

2026年5月7日

各 位

会 社 名 養命酒製造株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 英雄
コード番号 2540 東証プライム
問合せ先 取締役上席執行役員 経営企画部長 井川 明
T E L 03-3462-8138

(訂正)「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」の一部訂正について

当社が2026年4月27日に公表をいたしました「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」の記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり訂正をいたします。

なお、変更箇所については、下線を付しております。

記

Ⅲ. 株式併合について

2. 株式併合の要旨

(2) 株式併合の内容

(訂正前)

③ 減少する発行済株式総数
13,923,377株

(前略)

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
5株

(中略)

(後略)

(訂正後)

③ 減少する発行済株式総数
13,923,376株

(前略)

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
6株

(中略)

(後略)

Ⅳ. 単元株式数の定めの廃止について

1. 廃止の理由

(訂正前)

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなるためです。

(訂正後)

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなるためです。

V. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

(訂正前)

- (2) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条(単元株式数)及び第7条(単元未満株式の権利)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うとともに、定款第9条(株式取扱規程)の単元未満株式の買取りに係る部分を削除するものです。

(訂正後)

- (2) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条(単元株式数)及び第7条(単元未満株式の権利)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うとともに、定款第9条(株式取扱規程)の単元未満株式の買取りに係る部分を削除するものです。

以 上